

# 通所リハビリテーション及び

## 指定介護予防通所リハビリテーション運営規程

### (目的)

第1条 この規程は、医療法人社団 恵庭南病院 が設置運営する通所リハビリテーション及び介護予防リハビリテーション（以下「通所リハビリテーション」という）事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

### (事業の目的)

第2条 通所リハビリテーションマオイの里が行なう通所リハビリテーション事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の医師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及びその他の職員（以下「従業者」という）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な通所リハビリテーションサービスの提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第3条 通所リハビリテーションの従事者は、要支援、要介護利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅生活が維持できるようにサービスを提供する。

2. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第4条 通所リハビリテーションの提供を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 通所リハビリテーション マオイの里
- (2) 所在地 北海道夕張郡長沼町東5線北4番地

### (職員の職種、員数、及び職務内容)

第5条 マオイの里に勤務する通所リハビリテーションサービスの提供にあたる従業員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 医師 1名

要支援、要介護者等、利用者の医療的管理を行なう。

- (2) 看護・介護職員 必要数以上(常勤換算)

ケアプランに基づいたサービスの提供及びサービス提供の記録。

要支援、要介護者等利用者へのサービスの提供を行なう。

- (3) 作業療法士 1名(兼務) 及び理学療法士 2名(兼務)

要支援、要介護者等利用者に対し、運動機能検査等を行い、通所リハビリテーション計画の作成及び見直し等を行なう。

- (4) 事務職員 必要数以上

必要な事務を行なう。

(営業日及び営業時間)

第6条 通所リハビリテーションサービスの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始は除く。

- (2) 営業時間 8:30～17:00 (サービス提供時間 9:30～16:00)

(事業の内容)

第7条 通所リハビリテーションの内容は、次のとおりとする。

- (1) 機能訓練

(身体障害や廃用症候群等の利用者に対して、個別リハビリテーション計画に基づき、理学療法士、作業療法士が個別にリハビリテーションを行ないます。)

- (2) 特殊・一般入浴

- (3) 食事

- (4) レクリエーション

- (5) 健康・介護の相談

- (6) 送迎

- (7) 健康チェック

- (8) 口腔機能向上

- (9) 栄養スクリーニング加算

- (10) 栄養改善

※サービスは居宅サービス計画及び支援計画にそって計画的に実施します。

(利用料など)

第8条 通所リハビリテーションサービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所リハビリテーションサービスが法定代理受領サービスであるときは、次の各号の合計額とする。

通所リハビリテーションサービスの提供について厚生労働大臣が定めた法定の額  
(1割、2割、3割)

(2) 前号に掲げるもののほか、サービス提供において必要とされる下記項目の合計額として利用諸経費を負担していただく。

2. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(利用定員)

第9条 通所リハビリテーションの利用定員は、1単位で20名とする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、長沼町、由仁町の区域とする。

(施設の利用にあたっての留意事項)

第11条 通所リハビリテーションサービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、マオイの里の運営規程の概要、指定通所リハビリテーションサービス事業従事者の勤務の体制その他、利用申込者サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容等について利用申込者の同意を得るものとする。

(非常災害時)

第12条 非常災害時に適切に対応するため、非常災害に関する具体的な計画を立てるとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練に努めるものとする。

2. 管理者は、消防法施行細則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画に基づき、非常災害に備えるため、年2回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

3. 事業者は、非常災害時に長沼町消防署及び長沼町高齢者福祉課へ速やかに通報できる体制を確保し、地元地区自治体との協力・連携体制を図る。

最低でも3日間の避難を想定した災害備蓄の確保を行う。

(その他運営についての留意事項)

第13条 通所リハビリテーションサービスを提供するマオイの里は、従業員の資質を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

2. 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3. 従業員であった者に、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持するため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、随時協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1)虐待を防止するための従業員に対する研修の実施

(2)利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3)その他虐待防止のために必要な措置

2. 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

附 則 この規程は、平成16年 5月 1日から施行する。

この規定は、平成17年 4月 1日から一部変更して施行する。

この規定は、平成17年10月 1日から一部変更して施行する。

この規定は、平成18年 4月 1日から一部変更して施行する。

この規定は、平成19年 4月 1日から一部変更して施行する。

この規定は、平成21年 4月 1日から一部変更して施行する。

この規定は、平成27年 8月 1日から一部変更して施行する。

この規定は、平成28年11月21日から一部変更して施行する。

この規定は、平成30年 4月 1日から一部変更して施行する。

この規定は、平成31年 2月 1日から一部変更して施行する。

この規定は、平成31年 4月 1日から一部変更して施行する。

この規定は、令和3年 4月 1日から一部変更して施行する。

この規定は、令和3年 9月16日から一部変更して施行する。

この規定は、令和3年 11月16日から一部変更して施行する。

この規定は、令和3年 12月 1日から一部変更して施行する。  
この規定は、令和4年 2月 1日から一部変更して施行する。  
この規定は、令和4年 4月 1日から一部変更して施行する。  
この規定は、令和6年 1月 1日から一部変更して施行する。